

仮訳

食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある
輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン(改訂版)
(輸入者用)

経緯

2019年12月27日、保健大臣は健康分野の国家的目標を発表し、2020年を食品安全の一年とし、タイ国民が殺虫剤を含有しない安全性が高い食品を消費できるようにしている。また、基準値を超える生鮮野菜および果物における有害物質の残留問題は消費者の健康に影響を与える可能性があるため、食品医薬品事務局は、2020年1月24日に通知「農業有害物質の残留があり得る野菜および果物の監視施策に関する説明」を発表した。この施策は生産、輸入、販売を網羅している。

輸入においては法令を遵守するため、輸入が行われる都度、食品医薬品検査所にて残留有害物質および野菜および果物のラベル表示の検査を行うこと、または輸入業者から原産地国の管轄政府機関、またはISO/IEC 17025に依り分析機関能力認定を受けた民間機関より発行された残留有害物質分析結果証明書を提示すること、いずれかが求められる。よって、食品医薬品検査所は関係者が同一の方向性を持って前述の施策を実施出来る様にするため「食品医薬品検査所における残留農業有害物質を含有している可能性がある輸入生鮮野菜および果物監視施策に従ったガイドライン」(輸入業者用)を作成した。

運用の適用範囲

1. 本施策の運用は、仏暦 2522 年食品法の内容に従い発行された保健省告示「残留有害物質を含有する食品」、「特定生野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規定」に従う。また、2016年6月13日付、食品医薬品事務局通知「タイ国へ食品の持ち込み又は注文による輸入検査」にも従う。
2. 食品医薬品事務局通知「農業有害物質の残留があり得る野菜および果物の監視施策に関する説明」に従わなければならない食品は、全種類の生鮮野菜および果物であり、乾燥および冷凍された野菜および果物は含まれない。
3. 食品医薬品検査所が、どの製造者、輸出者又は販売者によるどの品目の生鮮野菜および果物が残留有害物質によるリスクがあるかを担当官及び輸入者に知らせるために、法令の規定に適合しない残留農業有害物質が検出された生鮮野菜・果物リスト、生産者、輸出者又は販売者名及び原産地国のデータを検疫システム記録から抽出して、農業有害物質による残留有害物質問題が検出された輸入生鮮野菜および果物リスト(Very high risk リスト)を作成した。
4. 食品医薬品検査所は、過去に問題が検出された農業残留有害物質の検出リスクに従い生鮮野菜および果物を 3 つのグループに分類した。
 - 4.1 リスクが大変高いグループ(Very high risk)とは、「農業有害物質による残留有害物質問題が検出された輸入生鮮野菜および果物リスト」に含まれている生鮮野菜および果物を意味する。
 - 4.2 リスクが高いグループ(High risk)とは、食品医薬品検査所が 2018～2019 予算年度にサンプリングを行い農業残留有害物質が検出された履歴があり、その割合がそれぞれの種類の野菜および果物サンプル数の 20%

超であり、うち上位 5 位である生鮮野菜および果物を意味する。

野菜： スナップエンドウ、セロリ(タイ語:クンチャーイ)、コリアンダー(タイ語:パックチー)、カイラン(タイ語:カーナー)、ホウレンソウ

果物： さくらんぼ、みかん、いちご、ぶどう、ドラゴンフルーツ

4.3 リスクが低いグループ(Low risk)とは、食品医薬品検査所が 2018～2019 予算年度にサンプリングを行い、農業残留有害物質が検出された履歴があり、その割合がそれぞれの種類の野菜および果物サンプル数の 20% 以下であり、リスクが大変高いグループ(Very high risk)、リスクが高いグループ(High risk)に該当しないものを意味する。

5. 輸入生鮮野菜および果物への運用は、リスクが高いものから順に実施される。リスクが最も高いグループに最も厳格な施策が実施され、その他のリスクグループには順に程度が落とされた施策が実施される。
6. 原産地国の管轄機関である政府機関、政府機関から委託若しくは認証を受けた分析機関、又は ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関から発行された、所定の項目に関する農業有害物質による残留有害物分析結果証明書(Certificate of Analysis: COA)を輸入者が輸入時に提示し、当該ロットの生鮮野菜および果物が法令の規定に適合して安全であることを示すことが出来る場合は、食品医薬品検査課が特定の施策を免除して輸入者に対する便宜を図る。なお、上記の COA の提示は強制的施策ではなく、検査を迅速化するための施策である。COA で表示することを規定する残留有害物質は以下の通りである。

6.1 Very high risk グループは Very high risk リストに記載された物質(訳注:法令の規定に適合していなかった残留有害物質)を表示すること。

6.2 High risk グループは、グリホサート、パラコート、クロルピリホスを含め、High risk グループの問題が検出された残留有害物質(訳注:品目別にタイ政府が指定した物質)を表示すること。

7. Very high risk リスト、及び High risk の問題が検出された残留有害物質については、食品医薬品検査課のウェブサイト(www.fda.moph.go.th/sites/Logistics/Pages/Main.aspx)で確認することができる。

輸入者の作業方法

- 食品医薬品検査課のウェブサイトの「農業有害物質から発生する残留有害物質問題が検出された輸入生鮮野菜および果物リスト」から、生鮮野菜および果物、生産者、輸出者、販売者が Very high risk グループに含まれていないかどうか確認する。このグループに含まれている場合は、食品医薬品検査課担当官はサンプリングを行い輸入者に渡し、農業有害物質からの残留有害物質の検査を行うため政府の分析機関、又は委託を受けた分析機関、又は ISO/IEC17025 基準に従った分析機関能力認定を受けている民間機関に送って分析させ、過去に問題が発覚している物質名に基づき、農業有害物質から発生する残留有害物質を検出する。残りの商品については以下の様に処理する。
 - 担当官が輸入検査所の商品保管所の対応状況および輸入者の事情を検討し、分析機関における分析結果を待つことが出来ると考えられる場合は、分析結果が出るまで商品を留め置きする。なお、この場合、商品保管にかかる経費は輸入者が負担するものとする。
 - 分析結果が基準に沿ったものであれば、通関手続きに進むこと。
 - 分析結果が基準に沿わないものであれば、輸入は許可されない。
 - 担当官が輸入検査所の商品保管所の対応状況および輸入者の事情を検討し、分析機関における分析結果

を待つことが出来ないと考えられる場合は、輸入者は、事情により分析機関における分析結果を待つことを希望しない旨、その事情と「担当官が「タイ国へ食品の持ち込み又は注文による輸入許可書」に従う保管所にて商品を留め置き、留め置きが撤回されれば商品を次のプロセスに向けて運び出すことが出来るようになることに同意する。」という条件を含む誓言書を作成すること。その後担当官は商品を留め置きし、輸入者は通関手続きに進むこと。

Very High Risk リストに記載された物質を記した COA を提示し、当該ロットの生鮮野菜および果物が法令の規定に適合して安全であることを示せる場合は、食品医薬品検査課が上記の手続きを免除して輸入者に対して便宜を図るので、検査からの解放手続きが迅速化される。

2. 生鮮野菜および果物が High risk グループに含まれているかどうか確認すること。このグループに該当する場合は、担当官はサプリングを行い、分析機関に送って分析させ、農業有害物質から発生する残留有害物質を検出する。その後輸入者は通関手続きに進むこと。

ただし、輸入者が High risk グループの問題が検出された物質を記した COA を提示し、当該の生鮮野菜および果物が法令の規定に適合して安全であることを示せる場合は、検査からの解放手続きが迅速化される。なお、上記の物質名は、食品医薬品検査課のウェブサイトを確認することができる。

3. 確認の結果、輸入する生鮮野菜および果物が Very high risk グループおよび High risk グループ、共に含まれていない場合、Low risk グループに含まれているものとみなす。担当官は簡易テストキット(GT-Pesticide test kit および GPO-TM/2 kit)による検査のためにサプリングを行う。その後輸入者は通関手続きに進むこと。

なお、もし簡易検査にて汚染が疑われる場合は、担当官はサプリングした生鮮野菜および果物を 134 成分の農業残留有害物質の検出のために分析機関での分析に送る。

4. 保健省告示「特定生野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」に従った野菜および果物である場合は、輸入者は生産者国の管轄政府機関(Competent Authority)、又は生産国の管轄政府機関から認証を受けた他の組織、又は組織システム認証に関する国際組織(IAF)のメンバーであり認証を受けた組織システム認定機関(AB)から組織システムの認証を受けた検査認証機関(CB)、または食品医薬品事務局が定めた機関から発行された選別および梱包工程を持つ野菜または果物生産地の生産基準証明書を提出しなければならない。

4.1 書類原本

- 4.2 **複写**である場合は、証明書発行機関、又はタイ国内に所在する生産者国の大使館または領事館、又は生産者国の政府機関、又は生産者国の政府が認定した人物(例、Notary public / Chamber of commerce / Commissioner of Oaths / Justice of Peace 等)からの証明を受けていること。

- 4.3 生産を証明する書類ではないその他の書類(Health certificate, Certificate of Free Sale 等)の使用については、もしその証明内容が様々な包装における生鮮野菜および果物の選別および梱包工程を含んでいれば、輸入において使用することが出来る。なお、この書類は政府機関によって証明されたものでなければならない。

5. 輸入時における第 4 項に従った生鮮野菜および果物のラベルは、担当官の生産基準保証書確認における利便性のため、生産者名、生産者所在地、生産国、製品名が記載されているべきである。

(注)この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、JETRO Bangkok が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、本情報の採否はお客様のご判断でお願い申し上げます。万一、不利益を被る事態が生じても、JETRO は責任を負うことができませんのでご了承ください。